

特集  
3

被害者支援センターから見た性犯罪・性暴力被害者支援の現状と課題

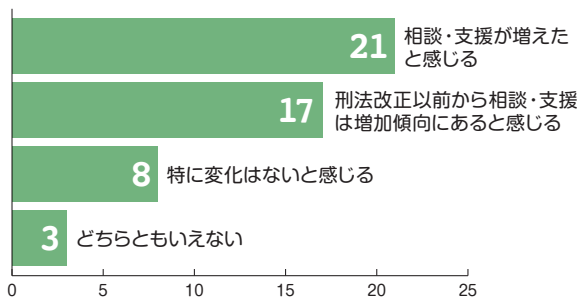
全国の被害者支援センター（全国被害者支援ネットワーク加盟団体、以下「センター」と表記）を対象に、性犯罪・性暴力被害者支援にかかわるアンケートを実施しました。センターが感じる課題や問題点、また関係機関のみなさまの尽力により改善された点等をご覧いただき、「途切れのない支援」を被害者ご本人がいつでもどこでもいつからでも受けられる体制の構築の参考となればと思います。

※このアンケートの実施に際し、センターの皆様にご多大なご協力をいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

■ アンケート結果について

- ・ 回答は43センター（89%）
- ・ ワンストップ業務を委託されている・されていないにかかわらず回答
- ・ 回答時期は2021年12月～2022年1月
- ・ 複数回答あり

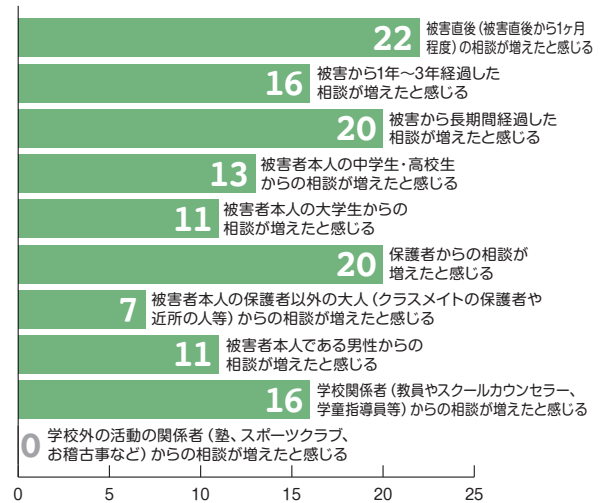
< 1 > 性犯罪を厳罰化した改正刑法（2017年施行）以後、相談・支援の件数の変化について聞いたところ、8割近くが増加、または改正以前から増加傾向にあると感じると回答した。その理由として、性犯罪・性暴力被害について多くの人が関心を持つようになったこと、全国にワンストップ支援センターが設置されたことが上げられた。



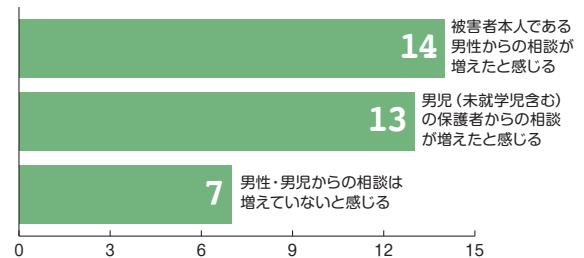
◎ センターからの意見

- 世間の関心、世論の高まりなど（フラワーデモ、無罪判決が相次いだこと等）から、声をあげてよいという風潮になっている。
- 性犯罪・性暴力被害者支援センターの認知度が高まったとともに、相談しやすい環境が整えられた。

< 2 > 「相談増加」について、相談時期や相談者の内訳について聞いた。被害直後だけでなく、被害から時間が経過した相談、更に相談者のカテゴリーとして「保護者」「学校関係者」が増加している。これは< 1 >で世間の関心が高まったことで報道等で取り上げられることが多くなり、結果、相談機関に繋がることが出来なかった被害者や被害者の関係者等に「相談できる」「支援を提供してくれる機関がある」ことが周知されたことによる結果と推測される。



< 3 > 男性及び男児（未就学児含む）の相談について聞いたところ、被害者本人の男性からの相談が増えた、男児（未就学児含む）の保護者からの相談が増えたと回答があった。男性も被害に遭うこと、また、性別にかかわらず相談ができることが周知された結果であると思われる。



◎ センターからの意見

- 男性、男児への性犯罪が社会的に認知されるようになり相談してもよいのだという機運が高まっている
- L G B Tに関する報道なども活発になり、男、女を区別したりする、ひとくくりにしない方がいいといった風潮になってきていると感じる。性被害に遭うのは女性とは限らない事、男性も被害に遭っていて、それを相談する事は恥ずかしい事ではないんだと考えられる社会になったのではないかと考えられる。

< 4 > 男性（中学生以上）の支援において課題や改善を望む点等について聞いた。一般的に13歳以下は小児科と見なされており、それ以上の年齢となった場合、女性であれば産婦人科の受診が可能だが、男性は泌尿器科等にかかることとなり、男性の被害者の対応への理解や広報、認知が不足していること、連携先の不足が上げられた。また、被害者本人に繋がることが困難である例も挙げられた。

◎ センターからの意見

- 医療機関（泌尿器科、肛門科）との連携、男性相談員の確保
- 保護者が支援を望まないことが多い。また、支援を望んだ

としても直接センターとのやり取りは望まない。

- 学校、教育委員会、児童相談所、警察、ワンストップ支援センター等が関係機関それぞれに守秘義務があるため情報共有が難しく連携が進まないこと。
- 被害者本人が支援を受けることに抵抗があり、保護者の支援はできても本人への支援を継続することが難しいケースがある。

< 5 > 男女問わず未就学児及び小学生の支援について課題や改善を望む点等について自由記入で聞いた。< 4 >と同じく、被害者本人への継続的支援や、繋がりに難しい面があることと、また被害者本人だけでなく、保護者等の周囲の大人の被害者支援への理解が必要であることが読み取れる結果となった。

#### ◎センターからの意見

- 関係機関から支援を引き継いでも親御さんが支援センターの支援を拒否される場合がある。早期に介入できればできる支援もあるが、センターに繋がるタイミングで支援の幅が左右されてしまう。
- 系統的全身観察や子どもの心理ケアを行える連携先が少ない。周囲が何度も聴き取りを行うことの弊害がまだあまり知られていない。
- 親の意向が優先されるため、親が拒否すれば被害者の支援まで至らないことがあるため保護者への広報啓発が必要と思う。
- 性教育が子ども達だけでなくその保護者に対してもまだまだ不十分であり、偏見や相談しづらさがある。もっと学校、教育委員会と連携を密にしていく必要がある。
- 幼少期の初発の被害をいかに減らし、初発で拾うか、が課題。性に関する教育の足りなさが問題。

< 6 > 障がい者の方、また障がい児者の相談について聞いたところ、半分以上が「相談が増えた」と回答。身体に障がいがある方への配慮のための人材の確保の問題、また刑事手続にかかわることへの困難な点、更に制度について意見が寄せられた。

#### ◎センターからの意見

- 身体に障がい（自立歩行困難者）を持つ場合、介護車両（運転手も含む）有資格の介添人が必要で支援が難しい
- 刑法で想定している被害者が前時代すぎる。警察の障がい者（特に精神障がいや発達障がい児者）に対する知識の少なさや対応の悪さ
- 知的障がい者は、公判での証言が難しく、弁護人に示談を依頼することが多い。生活保護を受けられている方が多く、示談金との関係が問題となる。少なくとも、障がい者で生活保護を受けている方の示談金は、収入認定されない制度としてもらいたい。

< 7 > 課題や連携先の不足、広報啓発（教育含む）等、不足している・改善したい・知識を深めたいと思う事等について

★ここに掲載したデータについてのお問い合わせはネットワーク事務局まで。無断転載、引用を禁止しています。

聞いた。

#### ◎センターからの意見

- 「性暴力とは何か」を理解していないことで被害にあっても言えない子どもたちが多い。教育の中でぜひとも性暴力について理解する時間をとってもらいたい。
- 性犯罪・性暴力被害者に対応できる医療機関が不足。特に男性被害者に対応できるところはほとんどない。
- 全国的に PTSD を治療できる医療機関、心理師がまだまだ少なく、治療が必要な被害者に提供が難しくなっている。各関係機関について、まだまだ連携がスムーズにいかない現状があり、広報や研修を共に実施するなどの工夫も必要と思われる。
- 相談体制やそれらに対する理解・連携協力も「女性」「事情聴取に応じることが出来る」「公判維持に耐える」という前提のもとに設定されており、これらの前提をクリアにして、司法・医療・教育機関との連携においても見直しを図り、連携機関に対し理解を深める研修や意見交換、情報共有等の実施を望みたい。

< 8 > 支援において以前より改善された、良くなったと感じる点等について聞いた。

#### ◎センターからの意見

- 24時間、相談対応が可能となり、性犯罪被害者にとり相談しやすい環境が整備されてきたと感じる。
- ワンストップ事業になったことで、産婦人科医や弁護士会、又臨床心理士会との契約に基づいた連携を取ることが出来るようになった
- 警察側の初動捜査等に多くの女性警察官が携わるようになる等、被害者に対する配慮が感じられる。
- 社会的に報道されることが増加し、被害者が相談しやすい環境が作られつつあると思う。各関係機関での被害者支援が進み、二次被害の頻度は減ってきている。
- 弁護士・検察官、関係機関との連携が密にとれることが多くなった。市町村の総合的対応窓口の職員等への教育・研修が実施されるなど、条例制定、指針の施行により意識が変わりつつある。

#### ■まとめとして

被害者の方、また被害者の保護者や関係者等が「相談してもいいんだ」と思える風潮が高まったことにより、被害者の方が支援に早期に、また適切に繋がることが増えたことが読み取れる結果となりました。しかし、一方では、誰にも相談できずにいる被害者の方や、特に低年齢の被害者は自分が性的に扱われていることが自覚できない場合も多く性被害に遭っていることを認識できないという課題があります。性犯罪・性暴力被害は周囲からはわかりにくい犯罪であり、また多くの方が被害を申告することが難しい犯罪であることを、多くの人に理解してもらうための啓発活動を行い、また幼少期からの性教育・性犯罪に関する教育が求められているのではないのでしょうか。